

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式1-1)を提出する必要があります。

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

### 誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
  - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること

### 同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
  - ① 所要の求職活動等を行わない場合
  - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者(以下、単に「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
  - ③ 申請内容に偽りがあった場合
  - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
  - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
  - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
  - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。  
また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日

光 市 長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所

申請者氏名

### 確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
    - 住民票の写し
  - 2 【申請書(様式1-1)の申立事項⑥の1、2に該当する方】
    - ① 再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可)
    - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳(※1)の写し
    - ③ ①が用意できない場合(※2)は、様式1-3
      - 【申請書(様式1-1)の申立事項⑥の3に該当する方】
      - ① 再貸付の不承認通知の写し
      - ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し及び様式1-3
        - 【申請書(様式1-1)の申立事項⑥の4に該当する方】
        - ① 様式1-3
        - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し
  - 3 収入関係書類
    - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
  - 4 金融資産関係書類
    - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※1)の写し
  - 5 求職活動関係書類 (①と②はいずれか一方の提出で可)
    - ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票(ハローワークカード)の写し
    - ② 生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)
  - 6 振込先口座(※1)が分かる書類
    - 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可  
※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること